

議案第227号

損害賠償額の決定について（水道局関係）

本市水道事業において生じた事故に係る損害賠償額を、次のとおり決定する。

金額及び被害者	事 件 概 要
7,172,743円 損害補てん金 7,172,743円 西 山 範	平成27年11月9日、阿倍野区阪南町5丁目24番27号先において、埋設されていた本市の配水管が老朽化により破損したため、当該破損箇所から水が噴出し、当該噴出した水が道路から被害者が開設する医院の建物内に流れ込み、同建物の内装等が損傷を受けたもの

平成28年9月16日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

本市水道事業において生じた事故に係る損害賠償額を決定するため、この案を提出する次第である。